

「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付要綱

(平成30年10月制定)

平成30年10月23日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、第3次相楽地区ふるさと市町村圏計画に位置付けられている「お茶の京都DMOによる地域間連携の推進」の実現に向け、構成市町村に対し、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金の運用益の一部を、この要綱に定めるところにより、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付対象事業及び交付金の額)

第2条 交付対象事業及び交付金の額は、別表に掲げるところによる。

(交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする市町村は、代表理事が別に定める期日までに「お茶の京都」広域観光事業推進交付金申請書(様式第1号)を相楽郡広域事務組合代表理事(以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。

(交付通知書の交付)

第4条 代表理事は、第3条の交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付決定通知書(様式第2号)を交付する。

(実績報告)

第5条 実績報告書は、交付金の交付年度の翌年4月20日までに、「お茶の京都」広域観光事業推進交付金実績報告書(様式第3号)を代表理事に提出しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年度(2018年)分の交付金から適用し、平成34年度(2022年)分の交付金に限り、その効力を失う。

(別表)

| 交 付 対 象 事 業 | 交 付 金 の 額 |
|--|---|
| <p>「お茶の京都DMOによる地域間連携の推進」が図ることのできるもの。</p> | <p>相楽地区ふるさと市町村圏振興事業特別会計予算の定める範囲内とする。</p> <p>その按分方法は、相楽地区ふるさと市町村圏振興事業基金を造成した割合に基づくものとする。</p> |

(様式第1号)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

市町村名
市町村長名 印

「お茶の京都」広域観光事業推進交付金申請書

下記により事業を実施したいので、交付金の交付を申請します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業の目的
- 3 事業予定日
- 4 実施場所

(様式第2号)

相広指令第 号

市町村名
市町村長名

「お茶の京都」広域観光事業推進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで交付申請のありました交付金につきましては、下記のとおり交付することに決定しました。

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 印

記

1 交付金の額 円

(様式第3号)

平成 年 月 日

相楽郡広域事務組合
代表理事 様

市町村名
市町村長名 印

「お茶の京都」広域観光事業推進交付金実績報告書

平成 年 月 日付け相広指令第 号で交付金の交付決定通知を受けました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の名称
- 2 事業完了年月日
- 3 実施場所